

マレーシアにおける相続手続と実務対応

2026年6月吉日

One Asia Lawyers 国際相続プラクティスグループ

近年、日本人による海外資産の保有が増加する中で、マレーシアに不動産や預金を有するケースも珍しくなくなっています。

もともと、「取得」は比較的スムーズである一方、「相続（出口）」については、十分に理解されていないことが多く、実務上のトラブルの温床となっています。

本ニュースレターでは、マレーシア相続の基本構造と、最低限押さえておくべきポイントを簡潔に整理します。



1. 準拠法の考え方

そもそも、日本人が外国で死亡した場合、いずれの国の法律を適用すべきかという国際私法の問題が生じます。

マレーシアでは、遺産の種類によって適用される法律が異なります。

まず、不動産については、所在地法によって、相続がされると規定されています。一方で、不動産以外の資産である預金や株式といった動産については、被相続人の所在地法（Domicile法）によって相続がされると規定されています。

つまり、日本人であっても、マレーシア不動産については、マレーシア法で相続が行われることとなります。

また、マレーシアは、他の東南アジア諸国の多くと同様に、宗教による二元構造を持ち、日本人等の非イスラム教徒の場合は、上記の規程に従い、イスラム教徒の場合はムスリム法に従って相続が行われるという点も特徴的です。

本ニュースレターでは、紙面の都合上、ムスリム法は割愛いたします。

2. マレーシア相続法の概要

(1) 法定相続分について、マレーシア法と日本法で大きな相違点があります。

まず、例えば、配偶者と子が相続人になる場合、日本ではそれぞれ 1/2 ですが、マレーシア法では、配偶者が 1/3、子が 2/3 となります。また、配偶者と親の場合、マレーシア法では、配偶者と親がそれぞれ 1/2 ずつとなります。法定相続人の範囲は大きく異なるものではありませんが、法定相続分が異なるため、日本法を想定していると、現地法との整合性が取れなくなるリスクがあります。

(2) マレーシア法で重要な法制度となる、法定信託（Statutory Trust）という制度があります。

この制度は、遺言がない状態で、未成年の子が相続人になると、その子が 18 歳（成人）に達するまで財産を保有・管理するために、法律上当然に信託が成立するというものです。

英米法系の国において相続対策として活用されることがある信託（Trust）と異なり、自由に資産運用することができないという点で、非常に硬直的な制度であり、注意が必要です。

(3) 次に、実務上、マレーシア法の日本法との最も重要な相違点は、裁判所の関与を経なければ、遺産の処分・管理が一切できない点にあります。

例えば、金融機関において、名義人の死亡により、口座は凍結されることとなり、相続人であっても、裁判所の命令書を取得しない限りは払い戻しを受けることはできません。

また、不動産についても同様であり、相続人間の合意の有無にかかわらず、裁判所の手続きを経ずに名義変更がなされることはありません。

この点は、日本の実務と大きく異なるため、事前の理解が不可欠です。

(4) 遺言がある場合には、プロバート (Probate) の手続きを行います。遺言で指定された遺言執行人 (Executor) が裁判所に申し立てを行い、「この遺言は本物であり、この執行人に権限を付与する」という証明書 (Grant of Probate) を取得します。

遺言がない場合、裁判所に遺産管理人 (Administrator) を選任してもらい、その遺産管理人に遺産の管理権限 (Grant of Administrator) を付与してもらう手続きです。この手続きでは、裁判所から管理状 (Letters of Administration) が発行されます。

なお、遺言がない場合の手続きにおいては、申立人に対し、遺産管理人が遺産を持ち逃げしないよう、遺産総額と同額の資力を有する保証人 2 名を用意するか、又は、遺産総額と同額の保証金 (Administration Bond) の提供が裁判所から要求されます。

3. 遺言

マレーシアの相続手続きをスムーズに進めるためには、遺言が重要なカギとなります。マレーシア法上、遺言が有効となるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 書面で作成されていること
- ・ 作成時に 18 歳 (成人) 以上であること
- ・ 2 名以上の証人の立会いの下で署名すること

日本法で作成した遺言についても、英訳したうえで、「日本法上有効に成立している」ことを日本の法律家が証明する法的意見書 (Affidavit Foreign Law) を用意すれば、マレーシアの裁判所に持ち込むことが可能です。マレーシアの裁判所にこれらを用いて有効な遺言であることを説明するだけでも、半年近く手続きが遅延することがあるため、マレーシア法に従って作成しておくことが望ましいです。

4. 不動産の承継にかかる注意点

マレーシアにおける相続手続きでは、裁判所での手続きを完了した後も、不動産の名義変更のためには、2 つのハードルが存在します。

まず、印紙税 (Stamp Duty) を納付する必要があります。マレーシア内国歳入庁が不動産の時価評価をもとに、税額を算定し、この金額を納付することになります。

次に、これが大きなハードルとなりますが、州政府の承認 (State Approval) が必要になります。マレーシアでは、外国人が不動産を取得する際、州政府の承認が必要になりますが、相続による名義変更の場合であっても同様にこのプロセスをスキップできないことが多いです。州によって運用は異なりますが、この承認を得るために数か月の待機時間が発生することになります。

5. 結語

海外資産については、問題が顕在化してからの対応が困難となる場面も多く、早期の段階で適切な整理をしておくことが重要です。

マレーシアにおける相続は、制度上、手続き負担が大きく、かつ事前の準備の有無による差が顕著に現れます。

マレーシアにおいては、遺言を作成しておくことが、重要な生前対策として機能します。

早い段階から適切な遺言を準備し、国際的な観点からの財産管理を意識することが、家族への負担軽減とトラブル防止に大きく貢献します。

当事務所では、マレーシアを含む海外資産に関する相続及び生前対策について、実務的観点からの支援を行っております。具体的な検討に至っていない段階であっても、初期的な整理から対応可能ですので、ご関心のある方はご相談ください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

国際相続プラクティスグループメンバー

<https://oneasia.legal/business/international-inheritance>

	<p>山本 博人 One Asia Lawyers Tokyo Office アソシエイト弁護士 日本法</p> <p>2022年に弁護士登録、OneAsia 法律事務所（東京オフィス）に入所。入所後は、労働法関係の業務、金融法関係の業務を中心に企業法務全般に携わる。 また、近時では、国内の相続に関する手続き支援、海外拠点弁護士と連携して国際相続に関する相談にも対応している。 bakuto.yamamoto@oneasia.legal</p>
	<p>栗田 哲郎 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。 tetsuo.kurita@oneasia.legal</p>



	<p>布井 千博 One Asia Lawyers Vietnam Co., Ltd オブ・カウンセラー弁護士（日本法・ベトナム外国登録弁護士）</p> <p>東海大学法学部と一橋大学大学院国際企業戦略研究科の立ち上げに携わる。中国における経済法・企業法の改正に際して、JICA 法整備支援プロジェクトの一員として関与したことをきっかけにアジア法に関心を持ち、ベトナムには 2005 年頃より訪問、ホーチミン市やハノイの大学での講義のほか、ベトナム企業法や投資法の改正に際して意見提出を行う。 chihiro.nunoi@oneasia.legal</p>
	<p>古田 雄哉 One Asia Lawyers Osaka Office パートナー弁護士 日本法</p> <p>2014 年に弁護士登録後、兵庫県内の法律事務所で支店長を務め、国内の相続案件を含め多数の民事訴訟に対応。 2020 年に One Asia 法律事務所大阪オフィスパートナー弁護士として参画後は、労務を中心とした企業法務全般に携わるほか、シンガポール、タイ、フィリピン等に関する国際相続に関する業務にも対応している。 yuya.furuta@oneasia.legal</p>